

令和 8 (2026) 年度諮問 (一) 第 1 号

令和 8 (2026) 年度答申 (一) 第 4 号

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく緊急措置入院処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

栃木県西保健所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和 6（2024）年10月27日付けで行った緊急措置入院処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下されるべきである。

第 2 諮問事案の概要

- 1 審査請求人は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、110 番通報によって〇〇警察署警察官に身柄を保護された。
身柄を保護されたとき、自傷他害のおそれがあるとして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条による通報が行われた。
- 2 県西保健所職員は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に〇〇警察署において、法第 27 条第 1 項により本人への聞き取りを実施した結果、精神障害による自傷他害のおそれがあるとして、精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察が必要であると判断し、審査請求人を〇〇〇〇病院に移送した。
- 3 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、指定医による診察の結果、自傷他害のおそれが切迫していると認められたことから、法第 29 条の 2 第 1 項の規定により、審査請求人に病院への入院を命じる本件処分を行った。
- 4 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、指定医 2 名による診察の結果、審査請求人に自傷他害のおそれが認められることから、法第 29 条第 2 項の規定により、審査請求人に病院への入院を命じた。
- 5 審査請求人は、令和 6（2024）年 11 月 15 日に、本件処分を不服として審査請求書を提出した。
- 6 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日に、指定医 2 名による診察の結果を受けて、入院措置不要の決定を行い、措置入院を解除した。
- 7 栃木県知事は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項の規定により、令和 8（2026）年 4 月 16 日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求人

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 入院に納得がいかない。

(2) 私が生まれて今までの○年をそばで見守ってきた家族にも○年間話せなかった傷や歴史的な背景を考慮せずに一瞬の判断で緊急措置入院の処分を下したため。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件審査請求に係る法令等の規定について

ア 法第23条において、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定されており、警察官の通報義務を定めている。

イ 法第27条第1項において、「都道府県知事は、第22条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」と規定されており、本項に規定する申請や通報又は届出のあった者について、法第29条による措置入院の診察又は法第29条の2による緊急措置入院の診察の必要性について調査することを定めている。

この調査において診察が必要と判断された際に、対象者を指定医に診察させることは都道府県知事の権限であるとともに、義務であるとされている。

ウ 法第29条第1項において、「都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」と、同条第2項において、「前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害

のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。」と規定されており、措置入院の根拠を定めている。

エ 法第29条の2第1項において、「都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第1項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」と、同条第2項において、「都道府県知事は、前項の規定による入院措置を採ったときは、速やかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置を採るかどうかを決定しなければならない。」と規定されており、通常の措置入院の手続によることができない場合には、緊急措置入院をさせることができる。

(2) 本件処分の妥当性等について

本件処分に関する争点は、処分庁の行政処分に違法又は不当な点がないかということであるが、本件処分に関する手続は、〇〇警察署からの処分庁への通報から〇〇〇〇病院への緊急措置入院に至るまで、(1)のとおり法の定めるところにより行われていることから、違法又は不当な点はなく、本件処分は適正なものである。

第5 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 法第29条の2第3項において、「第1項の規定による入院の期間は、72時間を超えることができない。」と規定されている。

イ 行政不服審査法第2条において、「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定されている。

(2) 行政不服審査法上の「行政庁の処分に不服がある者」について

行政不服審査法第2条に規定されている「行政庁の処分に不服がある

者」とは、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。そして、「法律上の利益」があるといえるためには、審査請求を行う者が、仮に当該処分が取り消された場合に、回復すべき法律上の利益を有していることが必要とされている。

(3) 本件処分について

本件処分について、審査請求人が(2)で述べた「行政庁の処分に不服がある者」に該当するかについて検討する。

ア 本件処分の効力は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に緊急措置入院から措置入院に移行されたことをもって消滅していることが認められる。

イ また、本件処分を理由に審査請求人に対して不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定は存在しないことから、審査請求人は、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しているとはいえない。

ウ よって、審査請求人は、行政不服審査法第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」には該当しない。

エ したがって、審査請求人の主張の当否や処分庁の手続の適否にかかわらず、本件審査請求は却下されるべきである。

オ なお、審査会において、処分庁が行った本件処分に至るまでの一連の手続について、違法又は不当な点はないか確認したところ、本件処分は法の定めるところにより適正に行われており、違法又は不当な点は認められなかった。

3 結論

以上のことから、審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに1年以上を要しており、諮問までの期間が長いといわざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的にのっとり、審査手続を迅速に行うべきである。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 8 (2026) 年 4 月 16 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 8 (2026) 年 8 月 19 日 (第86回審査会第 3 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 8 (2026) 年 9 月 9 日 (第87回審査会第 3 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
善 林 景 子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ 男女共同参画センター所長	部会長職務代理者
中 村 祐 司	国立大学法人宇都宮大学 地域デザイン科学部教授	部会長
藤 田 明 子	弁護士	
若 菜 英 晴	株式会社下野新聞社会長	

(五十音順)